償却資産申告のフローチャート

償却資産の申告に関しては、状況に応じて提出していただく申告書の種類が異なります。

以下を参考にしていただき、必要な申告書の提出をしてください。また、各申告書の記入の方法については記入要領をご確認ください。

1月1日時点で田原本町内に申告するべき償却資産がある

いいえ

償却資産申告書の提出は不要です。 (法人の閉鎖や町内事業所の閉鎖 等の場合はその旨を備考に記載し て申告書の提出をしてください)



前年度に田原本町内に該当資産が あり、償却資産の申告をしている



昨年中新規開業法人や該当資産 がなかったが、昨年中に該当資産 の取得をしたなどの場合 償却資産申告書及び種類別明細 (増加資産・全資産用)を提出してく ださい。



前年度の申告内容から該当資産の 増加(資産の新規取得など)や減少 (資産の廃棄など)がない



資産の増減に応じて以下の書類 を提出してください。

- ○資産の増加があった場合 償却資産申告書及び種類別明 細(増加資産・全資産用)
- ○資産の減少があった場合償却資産申告書及び種類別明細(減少資産用)
- ○資産の増加および減少があっ た場合

償却資産申告書、種類別明細 (増加資産・全資産用及び種類別 明細(減少資産用)



償却資産申告書のみを提出してくだ さい。

(備考に資産の増減がない旨を記 入)